

平成 2 8 年 第 7 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 28 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 12 月 21 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 28 年 12 月 21 日 午後 1 時 19 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課参事	藤原 勝美	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	森井 研児	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
保健福祉課長	川口 昌志	○	監査委員事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			
住民企画課財政担当主査	松木 幸次	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 谷川 忠雄
2			諸般の報告	
3	議案	83	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	84	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	85	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	86	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	87	町道路線の認定について	
8	〃	88	平成28年度津別町一般会計補正予算（第6号）について	
9	〃	89	平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計予算（第4号）について	
10	〃	90	平成28年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
11	〃	91	平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
12	〃	92	平成28年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	93	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
14	意見書案	12	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について	
15	〃	13	大雨災害に関する意見書について	
16	〃	14	J R 北海道への経営支援を求める意見書について	
17	報告	11	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
18	〃	12	平成 28 年度定例監査の報告について	
19	〃	13	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 8 月分、9 月分、10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 83 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 83 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 83 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料の 13 ページをご覧ください。今回の改正内容として記載させていただきましたが、1 の改正根拠に記載のとおり（1）は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、（2）は所得税法等の一部を改正する法律が、2 の条例改正の主な内容で記載した期日に公布されたことに伴い、津別町税条例について必要な改正を行うものであります。

では、条例改正の主な内容について説明させていただきます。1 の改正根拠と 2 の条例改正の主な内容は関連をしておりますので、それぞれで説明させていただきます。

（1）ですが、従来は仮認定特定非営利活動法人として明記されていましたが、この仮認定では、寄附を集める上で本認定と比較すると寄附を集めにくいとのことでありますので、これを特例認定特定非営利活動法人に名称を変更するための法律改正に伴い条例改正とするものであります。

（2）の改正についてですが、現在の租税条約が締結されていない国及び地域である台湾との間で日本と台湾側の民間窓口同士の取り決めが結ばれました。これは租税条約と同等の二重課税の回避及び脱税の防止の取り決めであります。これに伴い所得税法等の一部改正といった既存の国内法の特例としての措置をされ、あわせて整備が行われ、租税条約に相当する枠組みが構築されたところであります。今回は、それに伴い条例改正をするものであります。

それでは、条例改正の内容については資料の 14 ページからの新旧対照表の中で記載をしています。それでは 14 ページの新旧対照表をご覧ください。14 ページの第 36 条の 2 についてですが、下の行の下線部分の「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」と改正になります。

続いて 15 ページになりますが、附則第 20 条の 2 が新設をされ、これが先ほど説明申し上げました日台間の租税条約同等の取り扱いとなる特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例条項となります。これに関する規定が 16、17、

18 ページまで新設をされていることとなります。

続いて、18 ページの下段からは、先ほど説明しました第 20 条の 2 の新設に伴う条ずれにより第 20 条の 3 で、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例となります。

また、法の一部改正に伴い、条文の文言整理がされました。これが 19 ページ、20 ページ、21 ページ、22 ページまでとなります。

続いて、議案の条文をご覧ください。第 83 号ですが、改正条文につきましては今の新旧対照表で説明した内容について条文化したものです。条文の説明は省略させていただきます。

条文の議案をめぐっていただき、議案第 83 号の最後のページの前のページ、下のほうの改正の附則をご覧ください。附則第 1 条で所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 5 項については、平成 28 年 7 月 1 日に公布され、政令により施行期日は平成 29 年 1 月 1 日とされました。ただし、最初に説明しました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の第 36 条第 2 項、第 36 条の 2、第 1 項の改正規定は、政令により平成 29 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 83 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 84 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 84 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、定例会説明資料 23 ページをお開きください。1 の改正趣旨といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

2 の改正概要でございますけれども、所得税法等の一部改正によって住民税の課税の特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となることとなりましたが、国民健康保険税の所得割額等の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるため、条例において必要な規定の整理を行うものでございます。なお、条例改正の根拠である所得税法等の一部を改正する法律の具体的な内容と関連する法整備等につきましては、先の議案第 83 号 津別町税条例の一部改正の際の説明資料に記載された内容と全く同様となっておりますので、詳細は省かせていただきます。

国保税の条例では①といたしまして、条例附則に第 10 項として特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を追加。

②として同じく附則の第 11 項として特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を追加しようとするものであります。

次に③として、今回の二つの附則が追加されることによりまして、第 10 項、既存の附則第 10 項から第 12 項まで 2 項ずつ繰り下げとなるものでございます。

以下、ただいま改正概要について説明いたしました追加となる二つの附則について、資料の 23 ページ下段から 25 ページの 1 行目までの新旧対照表の右欄、改正後として記載しているものであります。また、資料 25 ページの改正前、第 10 項から第 12 項は、それぞれ改正後におきまして 2 項ずつ繰り下げとなるものでございます。

議案のほうへお戻りいただきたいと思えます。

ただいまの内容を改正文としたものでありますので内容は省略させていただきます。

後段、議案の附則でございます。施行期日につきましては、第 1 項で、この条例は所得税法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行し、2 項の適用区分では、この条例による改正後の津別町国民健康保険税条例附則第 10 項及び第 11 項の規定については、この条例の施行日の属する年の翌年 1 月 1 日、施行日が平成 29 年 1 月 1 日である場合には、同日以降に支払いを受けるべき特例適用利子及び配当等となっておりまして、実際には今回の法改正に伴う国民健康保険税の反映につきましては、平成 29 年分以降の所得について適用となりまして、国民健康保険税は平成 30 年度の課税分から適用という内容の附則でございます。

以上、国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明を申し上げましたので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 84 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 85 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 85 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の 26 ページをお開き願います。

改正理由ですが、一つ目に、まちなか団地 1 棟 4 戸及び共同施設の追加、二つ目に西町団地 2 棟 8 戸及び共同施設の追加、三つ目に西町団地暖房料の新設でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。第 1 章第 3 条の別表は表の追加となりますので、別表第 1 としております。第 2 章第 4 条につきましては、公募の方法を現状に合わせて改正するもので、「方法のうち 2 以上の」を削り、第 1 号の「新聞」、第 2 号の「テレビジョン」を削り、第 4 号を第 2 号とし「広告ちらし」の次に「ホームページ」を加えるものです。

27 ページ、第 23 条につきましては、入居者の費用負担義務を定めるもので、第 1 号は「電気、ガス」に灯油代を加えて「光熱費」に改め、「下水道の使用料」を「下水道使用料」と改めるものです。

第 3 号は新設です。「集中暖房住宅における暖房料」として規定するものです。第 4 項につきましては集中暖房住宅について定めるもので、別表 2 のとおりとしております。28 ページに別表第 2 として「西町団地」「8 戸」と規定するものです。

27 ページにお戻り願います。別表第 1 につきましては、まちなか団地 4 戸及び西町団地 8 戸を加えるものです。共同施設につきましては、まちなか団地駐車場の整備数を「55」と改めるものです。

28 ページをお開き願います。共同施設に西町団地の「駐車場整備数 12」及び「集会

所1」を加えるものです。西町団地の暖房料につきましては、施行規則にて規定しておりますので、規則の別表第2、暖房料金を28ページ下段に記載しております。暖房料の種類として基本料金は1月、1,000メガジュールまで3,000円としております。適用期間は10月から翌年の4月までです。なお、表中、MJ、メガジュールというのは熱量の単位で、堆積量ではなく使用した熱量により料金が発生するシステムとしております。

超過料金は毎月カロリーメーターを検針して1,000メガジュールを超えた場合にかかる料金で、1メガジュール当たり3円としております。適用期間は基本料金と同じです。従量料金については基本料金がかからない5月から9月までの間、メーターが動いた場合に1メガジュール当たり3円としております。

議案本文にお戻り願います。新旧対照表にてご説明したものを条文にしたものでございます。まちなか団地ほかに係る改正につきましては、第1条とし、西町団地に係る改正を第2条としております。

附則につきましては、まちなか団地と西町団地の完成日が違うことにより第1条は公布の日から施行し、第2条は平成29年2月1日から施行するものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 条例の内容は理解するのですが、ちょっとこの機会に聞いておきたいのですが、西町団地の暖房なのですから、大体1人、2人暮らしで一月幾らぐらいかかるか想定されているのだったらお聞かせいただきたいと思います。

それから二つ目、基本料金がここにありますけれども、例えば入院していて一月全くいないとか、そういう場合は、契約を一時中止することはできるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） まず、1点目の一月大体どれぐらいかかるのかというご質問に対してお答えしたいと思います。

西町団地の暖房料の設定については、同様の断熱性能を有する旭町団地それからま

ちなか団地の暖房費を調査いたしまして、それにあまり格差のない設定ということをしております。

試算では設定温度、これ 22 度を 24 時間維持した場合ということで計算しております。一番寒い 1 月ということで想定して 1 LDK については 7,845 円、それと 3 LDK で 1 万 1,670 円と算定しているところでございます。

それと 2 点目の基本料金、長期間いないときはどうするのかというご質問に対しては、今のところそこまで厳密に検討はしてございませんが、考え方としては基本料金、いなくなる時には休止という届を出していただいて、それで基本料金は発生しないシステムになろうかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 今ペレットと灯油の価格の関係でどのぐらいになるのかなということで聞いたのですけれども、正直言いまして大体同じぐらいだと思いますのでこれでいいかと思えます。これは納得しました。

それから、他の公共料金も、例えば入院したりして使わなくなる、水道料金等もとめてもらえるような形になっているので、ぜひ運用にあたってはそういうふうを考えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 86 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 86 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 86 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の 29 ページをお開き願います。改正理由ですが、一つ目に西町団地 2 棟 8 戸及び共同施設の追加、二つ目に西町団地暖房料の新設でございます。改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。

第 11 条につきましては、共同施設の規定がありませんでしたので、家賃の次に「共同施設」を追加し、「別表」については「別表第 1」と改めております。第 12 条の家賃の納付につきましては、第 3 項「1 月を 30 日として日割り計算をした額」というのを「日割計算による。」と改めております。

第 17 条は、入居者の負担義務を定めるもので、第 1 号は「電気、ガス」に灯油代を加えて「光熱費」に改め、「下水道の使用料」を「下水道使用料」に改めます。

第 4 号は新設で、集中暖房住宅における暖房料を規定しております。第 4 項につきましては、集中暖房住宅について定めるもので別表第 2 のとおりとしております。

31 ページをお開き願います。別表第 2 として「西町団地 8 戸」と規定するものです。

30 ページにお戻り願います。別表第 1 に西町団地 8 戸を追加するもので、1LDK 単身者向け 2 戸、家賃は 3 万円でございます。2LDK 世帯向け 3 戸、家賃は 4 万円、3LDK 世帯向け 2 階建て 3 戸、家賃は 4 万 7,000 円です。共同施設については、西町団地の駐車場整備数 12 及び集会所 1 を加えるものです。暖房料につきましては規則に規定しておりますので 31 ページに規則の別表第 2、暖房料金を記載しております。

内容につきましては公住と同様になりますので省略したいと思います。

議案本文にお戻り願います。ただいま新旧対照表でご説明いたしましたものを条文にしたものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成 29 年 2 月 1 日としておりますが第 12 条第 3 項及び第 17 条第 1 項第 1 号については公布の日からとするものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 説明の中で、駐車場それから集会施設をこの施設の中に条例化されておりますけども、その前の 85 号の議案の中で西町団地集会場、ここでも条例化されておりますが、一つの建物を二つの条例の中に突っ込むのは施設の管理の条例の整理としては、どちらか一つにすべきでないかと。ということは、あそこに位置するのは 85 号の議案の団地の中の施設ではないかなと思いますが、そのあたりの見解についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいまのご質問ですが、共同施設として集会場につきましては、どちらも公住と、それから特賃住宅とどちらも使うと、共有するというような施設で、どちらかに載せてしまうと、そちらに附属する施設みたいな感じにとられるというようなこともありまして、そういう配慮からどちらの条文にも共同施設として一つずつ追加したということでございます。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） この施設の管理条例については、施設のいわゆる共同で使うとかそういう意味の条例ではないのではないかと、そういうことは施設の管理条例というのは、どちらかに所属して特賃の入居者も使えると、そういう団地の中の形成の中のいわゆる利用の仕方というのですか、そういう形になるのではないかなというふうに思いますけども、二つになると施設が二つあるようになるのではないかとと思いますが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 施設に関しては、どちらの住宅でも仲良く使っていた
だくというような関連で、どちらにもというふうには見えるような状況ですけれども、
共有部分としてどちらも共有するという観点で整理させていただいておりますので、
ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この関係の条例ずっと見てみたのですが、こういうのは今
回初めてという形になっているのではと。団地一つの中に一つの施設、例えば集会施
設という位置づけで管理条例を制定していると思いますけれども、この86と85の管理
条例というのは別々というのですか、そういう管理条例になっておりますので、どち
らか一つにこの施設の管理条例の中に入れるのが本当ではないかなと思いますので、
再度そのあたりの見解についてお伺ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） 答弁繰り返しになると思いますけれども、どちらも共
有しながら使っていただくというような観点から両方の条例に載せておりますという
ことをご理解願ひます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 87 号 町道路線の認定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 87 号 町道路線の認定について内容の説明を申し上げます。

町道 269 号線、町道 275 号線の 2 路線を道路法第 8 条第 2 項の規定により町道の認定をお願いするものであります。

説明資料の 33 ページをご覧ください。町道 269 号線につきましては、町道 250 線との交点を起点とし、今回認定します町道 275 号線との交点まで 909.96 メーターとなります。町道 275 号線は国道との交点を起点とし、共和最終処分場入口、町道 274 号線との交点までの 3,486.4 メーターとなります。この 2 路線につきましては、最終処分場を整備するにあわせ平成 9 年に林道の補助事業として整備するため、一度町道を廃止しているところであります。

道路の整備も終わり一定の年月を経過しましたので、今後維持管理をするにあたり、町道 269 号線には民家が 1 軒、町道 275 号線は市街地と最終処分場という公共施設を結ぶ道路でありますので、町道に認定し維持管理するものであります。

それぞれの路線の内訳につきましては、説明資料 32 ページのとおりとなっております。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 87 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 8、議案第 88 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算(第 6 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程となりました議案第 88 号 平成 28 年度津別町一般会計補正予算(第 6 号)につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出におきまして農業費における産地パワーアップ事業の追加、また国民健康保険事業特別会計に対しての赤字補填の法定外繰出しの追加、認定こども園に対する子ども子育て支援事業の増額、繰越金分等の財政調整基金積立の増額とともに既に確定しました事業等の精査を行い、歳入におきましては、歳出に関連する補助金の追加や増額、また精査、また起債の増減、さらにふるさと納税の増額等を中心に補正予算を組ませていただきました。

なお、議案を配付後に災害復旧事業の実施設計ができ上がりまして、若干余裕を見ていました原計予算よりも増額となったことから、早期発注をすべきとの観点から予算を組み直しまして差し替えをお願いしたところです。両常任委員会での補正内容と変更になっておりますことをご了解くださるようお願いいたします。

それでは補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ 8 億 3,435 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 64 億

7,475万3,000円と規定するものであります。

第2項及び第2条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。13ページから14ページをお開きください。申し訳ありませんが事業費の精査のみによる増減につきましては説明を省略させていただきますのでご了承ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費は財源内訳のみの補正です。電算化推進経費は、これはセキュリティ強化に対応するクラウドの構築費として北海道電子自治体共同運営協議会への負担金1万8,000円の増額になります。目3財政管理費の償還金利子及割引料は、これは過年度の24年度分なのですが、震災復興分として特別交付税で算定されました森林整備加速化交付金等の事業の実績減ということで、今回返還ということで45万円の返還金として追加するものであります。次の財政調整基金への積立金は、地方財政法に基づく前年度繰り越し分の2分の1以上の積み立て分6,400万円を含めまして、本年度当初予算の財政調整基金取り崩し額に見合う1億4,000万円を増額するものであります。減債基金及び公共施設等整備基金の積立金は利子分の減による減額となっております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。目5財産管理費につきましては、公用車維持管理経費ということで財源内訳のみの補正となっております。土地開発基金積立金は利子分の減額となっております。

項2地域振興費、目1企画総務費は、企画調整事務経費としまして、ふるさと納税を3,000万円の増額を見込みまして関連経費について平年比率としての増加分の報償費、それから受け付け、振り込み等の手数料合わせまして1,382万円の増額となっております。

なお、先の条例改正にのっとりまして、今回の補正よりふるさと納税の半額について関連経費の財源にするものとして予算編成をしております。地域振興基金積立金につきましては、利息分の減となっております。また、利息分の減と農林業費への指定寄附、これは自然公園の一体整備として寄附金300万円がありましたので、その増減で263万3,000円の増額となるところです。

目3 企画振興費は、相生活活性化プロジェクト事業としまして相生コミュニティー施設の除排雪経費の追加となるところです。

17 ページから 18 ページをお開きください。ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税増額分 3,000 万円の経費の2分の1を差し引いた分と利子分の増で 1,500 万 2,000 円の増額となるところです。

目4 公共交通対策費は、公共交通対策経費といたしまして北見バスに対する中央バス、生活路線の維持負担金として 15 万 6,000 円の増額となるところです。公共交通確保対策事業基金積立金は利子分の減による減額です。

目5、地方創生事業費は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金により、先に支援いたしました地域特産品販路拡大支援事業と空き店舗等対策支援事業におきまして、これは消費税の仕入れ控除税額分としまして6事業所から合わせて 78 万 5,000 円の返還金が生じる予定でありますので、同額を負担してもらいまして返還するものであります。

項3 徴税费、目1 税務総務費は 19 ページから 20 ページになりますが、これは地方公共団体情報システム機構に対しまして軽自動車税申告受付事務の負担金増ということで 5,000 円の増になります。

項4 戸籍住民登録費につきましては、これはマイナンバー関連の地方公共団体情報システム機構への交付金につきまして財源の国庫補助金の上限額の見込みが変更になりまして交付金 45 万円の増額となるところであります。

項6 統計調査費、目1 統計調査費は、委託調査費に係る委託費増による対応需用費 1 万 8,000 円になります。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は 21 ページから 22 ページになります。障害者総合支援事業経費につきましては、障害児給付費につきまして新規に2名が増えたということが主な理由としまして 293 万 7,000 円の増額となります。地域生活支援事業経費につきましては、委託料の成年後見人制度法人後見支援事業につきまして、これは権利擁護人材育成事業として市民後見推進事業からの、これは老人費なのですが、それからの予算の組み替えによりまして 111 万 6,000 円の追加になります。なお、繰り替え分の減額補正につきましては、既に支出しておりますの

で次期補正時に整理をお願いすることになります。それから、障がい者ニーズ調査集計分析業務は、これは業務を委託しなかったため全額減額となるところです。負担金の美幌地域3町障害者支援区分認定等審査会につきましては、町内に放課後等デイサービスが新たに設置されたことによりまして負担増となりまして21万2,000円の増額となります。

23ページから24ページのほうをお開きください。臨時福祉給付金給付事業につきましては、これはシステム改修が必要になったことから、北海道自治体情報システム協議会への負担金、これは単費になります。50万8,000円の増額となることです。社会福祉管理経費の民・児協活動費、補助金につきましては1人当たりの標準活動費が変更になると、増額になったということから7万9,000円の増額となります。社会保障事業基金積立金は利子分の増額見込みです。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国保基盤安定分162万4,000円、事務費9万5,000円、それからこれは法定外の繰り出しとして初めてなのですが、赤字補填分といたしまして5,000万円を繰り出すものであります。これは当初予算の見込みを大きく超える医療費の伸びによりまして、療養給付費及び高額療養費が予算不足に陥るのに対し、税収入等の伸びでは対応しきれず基金もわずかになっているということから対応を決めたところであり、ます。介護保険事業特別会計繰出金は35万8,000円の減額です。目3地域包括支援センター費は財源内訳のみの補正となっています。目5老人福祉費は、25ページから26ページのほうになります。介護サービス支援事業の補助金につきましては、福祉車両購入事業といたしまして恵和福祉会特別養護老人ホームいちいの園における自動車購入に対しまして北海道の地域づくり総合交付金の内定がありまして、いわゆるトンネル補助としまして152万4,000円の追加となります。また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、同じくいちいの園で見守り支援ベッドシステムというもののなのですが、それを3台分購入する費用につきましては、これは地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業という名前なのですが、そこにおきまして介護ロボット導入事業というものに対象になりまして、これもトンネル補助として92万7,000円の追加となることです。

また、設備修繕につきましては、これも恵和福祉会との助成ルールにのっとりまし

て、いちいの園の車椅子入浴装置の修繕負担金として10万8,000円の増額となるところです。飛びまして目7交通安全推進費ですが、続きました死亡事故が少しでも抑止できないかと、これは交通安全協会と協議いたしまして啓発マグネットシールや啓発看板、放射用夜光反射材の追加購入の費用としまして交通安全協会に対して補助金を25万円増額するところであります。目8後期高齢者医療費につきましては28ページのほうになりますが、広域連合への療養給付費負担金として509万3,000円の増額となるところです。

27ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は28ページの乳児養育手当支給事業としまして、これは対象者の増に伴いまして106万5,000円の増額。飛びまして児童遊園地管理経費の修繕料なのですが、これは実施がないということで全額の減額となります。29ページから30ページをお開きください。一番上の児童手当等扶助費につきましては、これは22年度から26年度までの交付額の訂正に係る超過交付金償還金といたしまして65万5,000円の追加となるところであります。子ども・子育て支援事業につきましては、認定こども園に対する一時預かり事業の委託料、運営費や給食費等の負担金及補助金の増で総額1,106万1,000円の増額となります。なお、運営費補助金につきましては、新たに設置する監視カメラに対する国庫補助金の分となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費は31ページから32ページをお開きください。目3環境衛生費です。水道未給水地区整備事業につきましては、これは台風災害の後なのですが井戸水が出なくなったという未給水地区の1軒が新たに井戸を掘るための補助金ということで200万円の増額となるところです。下水道事業特別会計繰出金は372万6,000円の減額。簡易水道事業特別会計繰出金は24万9,000円の増額となるところであります。

次に33ページから34ページをお開きください。飛ばしまして款6農林業費、項1農業費、目1農業委員会費ですが、これは法改正に伴う法例規等追加の増刷分2万2,000円の増額となっています。目3農業振興費につきましては35ページから36ページのほうをお開きください。鳥獣被害防止総合対策事業分としまして補助事業の追加割り当てがありまして、エゾシカ緊急捕獲分153頭分の追加分としまして補助金128

万 6,000 円の増額となるところです。次に、産地パワーアップ事業ですが、これは T P P 関連事業として制定されたものですが、これは津別町農業協同組合におきまして、まず整備事業としまして加工馬鈴薯出荷貯蔵施設 1 棟、事業費約 13 億 7,100 万円あまり、また基金事業としまして、これは機械のリース事業となりますがトラクター 1 台、アームロール車 2 台、ポテトプランター及びポテトハーベスター各 1 台、コンテナ 7 基で事業費、約 9,200 万円弱、合わせて 14 億 6,000 万あまりの事業費に国庫補助 6 億 4,704 万 5,000 円を見込むもので、これもトンネル補助となるところです。これは整備事業としましての加工馬鈴薯出荷貯蔵施設の一部内示を受けまして今回補正するものですが、今後計画の承認と割り当て内示を受けまして事業の着手を経て補助金の額が正式決定、その後、繰り越し手続きを行いながら 29 年度に向けて事業を行うこととなります。

予算におきましても時期を見ながら繰り越し等の手続きを行い対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

目 4 振興事業費につきましては、これは事業費の見直しに係る補正で 7 万 8,000 円の増額となるところです。

37 ページから 38 ページをお開きください。中段になります。項 2 林業費、目 2 林業振興費につきましては、未来につなぐ森づくり推進事業につきまして事業費の増ということで補助金 220 万 8,000 円の増額となるところです。林業振興対策補助費等につきましては、補助金におきまして林産工業振興基金特別融資に係る利子補給につきまして今年 3 月に新規の借り入れがありまして 19 万 6,000 円の増額となるところです。

39 ページから 40 ページをお開きください。丸玉産業森づくり基金積立金、それから津別 21 世紀の森基金積立金については利息分の減少による減額となっております。

飛びまして 41 ページ、42 ページをお開きください。款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費は、給与費につきまして財源内訳のみの補正となっております。道路台帳整備事業は、この前のところで先に認定いただきました町道等の補正業務の増に対しまして、道路台帳補正業務の委託料 113 万 4,000 円の増額となるところです。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費ですが雪寒建設機械導入事業及び道路除排雪経費につきまして財源内訳のみの補正になります。建設機械管理経費は 43 ページから

44 ページをお開きください。除雪機械等の修繕費なのですが、現計 834 万 6,000 円に対し大幅増となっております、今後の見込みを含めまして 466 万円の増額をお願いする次第です。

次に、45 ページから 46 ページをお開きください。下段になります。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては 47 ページから 48 ページになりますが、光熱水費の電気料、役務費の通信運搬費、ネットワーク使用料につきましては、どちらも西町団地のペレットボイラーの施設に係るもので合わせて 19 万円の追加となるところです。目 2 住宅建設費は財源内訳のみの補正となっております。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費は美幌・津別広域事務組合の負担金につきまして繰越金等の精査を含め総額 953 万 6,000 円の減額となるところです。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の学校教育施設整備基金積立金は、これは利息分の減による減額となっております。

49 ページから 50 ページをお開きください。中段以下になります項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設管理経費ですが、特に委託料につきましては小学校のボイラーの煙突にアスベストの入った断熱材が使用されていることがわかりまして、確認の調査を行ったり、灰等の処理を行ったことから流用元への補正を含めまして委託料として 31 万 7,000 円の増額となります。

次に、51 ページから 52 ページをお開きください。すみません、ここで申し訳ありませんが字句の修正をお願いしたいと思います。目 2 教育振興費の就学援助費の扶助費、新入学児童学用品となっておりますが「児童」を「生徒」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。これは、来年 4 月に中学校に入学して生徒になる児童に対して 3 月に支給しようとして本年度より行うことによる増額となるところです。

次に、53 ページから 54 ページをお開きください。項 4 社会教育費、目 2 社会教育振興費の少年期振興経費の委託料については、事業中止による全額の減額となっております。54 ページ下段の教育相談員経費につきましては、雇用形態の変更による減額となっております。

次に、55 ページ、56 ページをお開きください。目 3 会館管理費の公民館管理経費につきましては、管理用の消耗品費の不足に対しまして流用元の補正も含め 59 万 9,000

円の増額となるところであります。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費については財源内訳のみの補正となっておりますが57 ページから58 ページをお開きください。体育施設共通管理経費の増額ですが、これは昨日設置条例のほうをお認めいただきました本岐体育館に係る需用費と委託料で総額53万2,000円の追加となるところです。トレーニングセンター管理経費の需用費の増額は、これは修繕料にかかる流用元への増額となっているところです。

次に59 ページ、60 ページをお開きください。目4 学校給食費です。給食センター施設管理経費につきましては、小学校の施設管理費と同様にボイラー煙突の断熱材にアスベストを含む建材が使用されていたことによる対応で21万7,000円の増額となることです。なお、このどちらの施設につきましても断熱材の剥離等は見られておらず、また周辺への飛散もないことが確認されております。そういう意味では逼迫した状況ではないと考えられますが、早目の根本的な改善を図っていきたいと考えているところであります。給食センター運営経費の備品につきましては、調理員用の作業着、作業の服の洗濯用の洗濯乾燥機1台で19万3,000円の追加となっているところです。

款11 災害復旧費につきましては基本的に内容精査となっておりますが、項1 公共土木施設災害復旧費について61 ページから62 ページになるところですが、特に目2 河川災害復旧費の工事費につきまして実施設計の結果によりまして増額になっております。また、補助災害とならない単独事業が増額となっておりますことをご了解ください。

それでは歳入のご説明をいたしたいと思しますので3 ページから4 ページをお開きください。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金につきましては、額の確定による12万円の増額となっています。

款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税につきましては、補正財源の一般財源不足分としまして普通交付税9,410万4,000円の増額とするところです。

款12 使用料及手数料、項1 使用料につきましては、各目で確定している額として64万9,000円の増額となることです。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金につきましては、各事業等の確定精査によりまして67万1,000円の、合わせて増額となるところであります。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金につきましては、マイナンバー関連の整備の補助として45万円の増額。目2 民生費国庫補助金のうち地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、いちいの園への介護ロボット等導入事業に対する補助です。防犯対策強化整備事業は、これは認定こども園での監視カメラ整備に対する補助に係る補助金となっております。目3 土木費国庫補助金は精査による増減となっております。目4 教育費国庫補助金の放課後子どもプラン推進事業につきましては、これは放課後児童健全育成事業補助金としまして道補助金から一部国庫補助となりましたので156万3,000円の追加となりまして、その分道補助金から減額となるところであります。

款14 道支出金、項1 道負担金、目1 民生費道負担金につきましては事業精査による増減となりますが、項2 道補助金、目1 総務費道補助金の地域づくり総合交付金については旧相生特別母と子の家の整備分につきましては、これは辺地債が適用となるということになりまして、この事業の交付金対象としても難しいこともありまして取り下げたもので全額減額となるところであります。目2 民生費道補助金の地域づくり総合交付金は、歳出で説明しましたいちいの園の車両購入事業に係るもので152万4,000円の追加になります。目4 農林業費道補助金は歳出で説明いたしました農業費道補助金でエゾシカ緊急対策事業として122万4,000円の増額。また、産地パワーアップ事業といたしまして6億4,704万5,000円の追加、林業費で未来につなぐ森づくり推進事業としまして135万9,000円の増額となるところであります。目5 教育費道補助金は、これは国庫に移った分として放課後子どもプラン推進事業で156万3,000円の減額となります。項3 道委託金は確定分の精査となります。

7ページから8ページをお開きください。款15 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入につきましては、これにつきましては教職員住宅分の建物等貸付料24万9,000円の増額です。目2 利子及配当金につきましては現在の各基金の利子収入見込みにつきまして増減させておりますが、低金利の状況で合わせて109万7,000円の減額となるところであります。

款16 寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金は、ふるさと納税の増額を見込みまして3,000万円の増額で合計7,000万円を見込んで予算補正することになります。ところがこれにつきましては、実は、ここ1カ月で2,000万円以上の寄附金がありまして

先週末で 7,000 万円を超えている状況にあります。3月でまた増額の補正をお願いすることになりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。目3農林業費寄附金につきましては、自然公園一帯の整備に充ててほしいという指定寄附 300 万円の増額です。本年度は基金に積みまして翌年度以降に充当させてもらふこととしています。

款 17 繰入金、項1基金繰入金につきましては、各事業に係る精算により合わせて 3,076 万 9,000 円の減額となりますが、各基金の内訳は9ページから 10 ページをお開きください。特に、公共施設等整備基金は旧相生特別母と子の家につきまして、辺地債が充当になったこと、最終処分場土堰堤整備事業及び除雪センター事務室改修工事が過疎債の充当になったこと等によりまして 3,156 万 4,000 円の減額となっております。

款 18 繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度分の2分の1を財政調整基金に積み増しすることとして留保してありました 6,400 万円の増額となるところです。

款 19 諸収入、項5雑入、目7雑入につきましては、事故共済金としましてタイヤシヨベルの事故による修繕分ほか車両に係る共済金として総額 343 万 8,000 円の増額となります。いきいきふるさと推進事業助成金につきましては、日本フィル子ども芸術広場の 30 周年記念事業、それから第 15 回つべつ紅葉マラソン大会に対しまして各 100 万円ずつ助成金を充てることができましたので 200 万円の追加となるところです。その他につきましては、歳出で申しました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金における補助金に係る消費税等の仕入控除税額返納分として事業者から返還されるもので 78 万 5,000 円の追加を見込んでいます。

款 20 町債、項1町債につきましては、現在同意されている起債及び起債予定額で整理いたしまして総額 2,879 万 9,000 円の増額となっておりますが、新規の起債につきましては条文第2条の第2表、地方債補正で説明させていただきます。

それでは条文のほうにお戻りください。第1条第2項は、ただいま事項別明細書で説明したものを次ページの第1表のとおり款項の区分ごとに整理しまして第1条の補正予算額及び予算総額になるものであります。

第2条につきましては、ページをめくりまして第2表の地方債補正の追加をご覧ください

ださい。地方債補正の追加につきましては、まず相生特別母と子の家改修工事につきまして、これは辺地債の対応、一般廃棄物最終処分場整備事業、これは土堰堤の工事分ですが、それと除雪センター事務室改修工事並びに森林バイオマス熱供給施設整備事業、これは西町団地のボイラー設備なのですが、これらが過疎債の充当が見込まれることとなりまして追加とするところです。

次ページの変更につきましては、補正後のとおり変更になるものであります。新規と変更を合わせまして2,879万9,000円の増額となりまして、総額7億3,759万9,000円とするものであります。

補正の内容については以上となります。原案について承認賜われますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） それでは私のほうから歳出の44ページ、建設機械管理経費、修繕料の補正内容について説明したいと思います。

実は、11月6日、初めての除雪だったのですが、このときに車両単独による事故が発生いたしました。その分の修繕料でございます。通常10月中旬までが夏の作業を行って、10月下旬から11月上旬については冬の除雪にあわせ車の車検、スノーポールの設置、除雪するための路面状況の確認、あと下水道のマンホールの道路との段差のパッチ当て、こういうことをする作業の時期でございます。ただ本年は、例年よりも1カ月早い除雪ということでございました。それで11月6日の日、朝7時前、町道101号線のペレット工場の前の道路でホイロローダー、ショベルでございますけれども10キロ以下のスピードというふうに聞いております。それでちょうど下水道の蓋と道路との段差に引っ掛かり機械を損傷する事故となっております。私どもとしては、初めての除雪で、まだしばれも入っていない時期ですからプラウを上げ気味に除雪してくれという指示をして作業を行ってございました。その引っかかった反動で補助員として乗務していた機動の臨時職員が鉄の持ち手があるのですが、そこに顔面を強打して流血したため津別病院に搬送しております。臨時職員につきましては、顔面を25針縫う大けがとなりました。その後、網走の桂ヶ丘クリニックに行って脳の検査を行って幸いにも異常なしということでございます。臨時職員につきましては、直ちに

非常勤公務災害の申請をしております。また同時に警察にも届け出を出したところでもあります。除雪車につきましては、マルチプラウということで、いろんな角度で動くプラウだったのですが、これを損傷して、まだ概算ですけども大体おおむね修理に 200 万円、ホイールローダーのプラウとのアーム、そのゆがみ等に 120 万円の修理が発生してございます。たび重なる賠償等の事故に対しおわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

修繕料 466 万のうち、今回の事故の部分が 320 万円、小型ロータリーの修繕が 45 万 2,000 円かかってございます。あとダンプの車検時の修繕が思ったよりかかりましたので、今後の修繕見込み額で 3 台分として 108 万円となっております。

歳入につきましては、10 ページ雑入におきまして 343 万 8,000 円を追加補正させてもらっておりますが、その今回の事故分として 320 万円、あと車両事故に係る共済金 3 件分として 23 万 8,000 円の追加でございます。

以上、補正内容につきまして説明させていただきました。承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

議案第 88 号 一般会計補正予算（第 6 号）について質疑を許します。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） 44 ページの関係で、道路維持費の中で先ほど石川課長のほうから修繕料の関係で説明を受けたわけですね。これは、私は細心の注意をしてもたまたま除雪ですから、吹雪の関係だとかでマンホールの出ている部分が見えなくて恐らくプラウが引っかかって、それにドーンといったということで私はそういうふうにとったわけですけど、普段は除雪関係は必ず 2 人、こういうダンプに乗る時も必ず助手席に 1 人乗せて細心の注意を図りながらと。たまたまこの間、私雪降った時に見

た時にあれって、乗ってない時もあるんだなって。これは原則的に必ず乗せるのがあれでないかと思うのですが、たまたま見た時に、こういう除雪のときは必ず1人助手席に乗せて注意を払いながら行くべきだということであって、その辺は十分やっているのではないかと思いますけど、私が一回見た時には、この間雪降った時にはそういうこともあったので、原則的には必ず乗せているのではないかということで、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

それから、今回の事故はかなり大きな事故だと思いますよ、私は。プラウがかなり前のほうのプラウが下がっていて、それがダーンといったのではないかと思いますけど、これはこれからも起こり得る事故だと思います。これは不可抗力ではなくて、これは細心の注意をしていけばある程度とどめるのではないかと思います。これ、今まで道路、マンホールなんかの関係、私もよく見ているけど、ちょっと浮き上がっている所も何か所かあります。これらをパトロールしているのではないかと思いますよ。除雪の前に、だから、よりこういう道路が雪が降ると前が見えなくなると、これやっぱり事前に道路をこれから民間に委託するのだらうけど、きちっと把握しておかなかつたら、雪降ったから見えませんからこういう事故ありましたなんてことになりますと、私はそういうこともきちっとやっていると思いますけど、よりそういう点検をしながら、やっぱり除雪作業をするべきだと思いますけど、その辺はちょっといかななものかちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 除雪の時、通常雪が降った場合、朝3時から今出動しております。民間につきましては3時半ということで、朝早く出るときは必ず補助員を乗せて左右の安全確認を行っております。ただ、お昼の時間帯につきましては添乗員を乗せないで1人で除雪をやっているという形になってございます。

あと、マンホールの部分の関係でございませうけども、先ほども申し上げましたとおり、通常、まあ言い訳になりますけども、あの時期はちょうどマンホールの点検をして、大体パッチを当てるといふか道路との段差をなくすような作業をする時期でございませう。ただ、通常はやっぱり今年初めて除雪した職員ではありませんのでマンホールの位置も大体わかっていますから、やはりそういう部分では注意していれば避けら

れる事故だったのかなというふうに考えております。

申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） わかりました。昼間は、雪降ったら夜中に出動するんだと思いますけど、お昼時期には1人しか乗せていないということもわかりました。ただ私は、こういう事故は細心の注意をしても、どこでどういうふうなことが起こり得るということになる、やっぱりより細心の注意を払っておかなかつたら、これ結構大きな額ですよ、修繕費も。本人もその程度で終わったからよかったですけど、これから民間に今度受け皿にしてやらすのだったら、こういう事故だって、仮にこれから民間に出したって同じことだと思えますよ。だから、こういうことがもし起きるようなことになったら、やっぱり直営でよかったんじゃないのかなんて、そんな話も出てこないとは限らないから、やっぱりこういうこともきちっと考えてこれからやらなかつたらだめでないかと思って、私は今あえてこの質問を取り上げて課長に言っているわけですけど、この辺はやっぱり今後のことも考えてやってはいると思えますけど、やっぱり常時こういう形でこれから雪が降ると、我々運転していてもおっかないことなんですけど、やっぱりより細心の注意を払うというのが本来ではないかと思えますので、再度もう一回お聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 除雪にあたりましては、この間も中で除雪の会議をやりました。その中で私のほうから言ったのは、事故だけは起こさないでくれと。ゆっくりでもいいから。運転手にしてみれば、ぎりぎりにきれいにやりたいという思いがあるんですけども、やっぱり事故を起こしたりですとかそういうことになれば、せっかくいい除雪をしてもすべてがパーになってしまうので、そこだけはやっぱり注意してやってほしいということを書いて、今年から人事評価制度が入りまして私どもも課の目標ということで立てなきゃならないのですが、去年も大きな修繕かかっています。それで私も今年は事故ゼロでいくぞという話をしていたんですけども、残念ながらこういう形になってしまいました。

今後とも、これからの除雪につきましては事故ゼロでいくという考え方でやってお

りますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 2、3お聞きしたいと思いますが、まず30ページのところの子ども・子育てのところなのですが、この時期の一時預かり事業に200万近く補正をされています。預かる子どもたちが増えてきていて指導する先生というか、そういうところを増やしたものなのかというのと、もう一つ補助金で、これももう開園してしばらくたっている中での監視カメラの設置の補助金というのが出ていたのですが、当初監視ということであればスタートの時点からつけるべきなのかなというふうに思ったりするのですが、こども園等というか保育園では、近くではないのですが親が長時間子どもを預けるために園の様子がほとんどわからないというようなことで、監視というのかどうかわからないのですが、教室の隅に子どもの様子を映して親がスマホ等で園の様子、子どもの遊んでいる様子だとか学んでいる様子だとか、そんなようなことができるようなところもあるようなのですが、そういうことなのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ちょっと前後しますが、ふるさと応援基金のことで現在7,000万近くになって、また3月に補正があるというようなことなのですが、一番大口というのですか、よそで聞くと津別でも100万円ぐらいを出して、それに対してどれぐらいのというのがありますが、大体返礼金の一度聞いてもいると思うのですが、急激に増えていく2,000万円ぐらいか、ちょっと数字違ったらあれですけど今7,000万、これもっといくのではないかというようなことと、ほかでは1億も2億も、十何億もいっているところもあるけども、そこは主に聞いていると海産物が多い、そしてふるさと納税の性質ではどうかなと思うのですが、もうすごく過熱していて、ある人は調べられる通販みたいなものですよ、ですから12月にすごく増えるというのですね、お歳暮の時期とか8月のお中元というのですか、それと本来は違っていたのかなと思うのですが、今の状況等についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） まず、子ども・子育て事業の一時預かり事業に

ついてなのですけれども、やはり利用者の方が増えてきているということで当初の積算よりも利用実績が増えてきているということで、やはりこの委託事業が増えてきているということで今回補正させていただいております。

あと、こども園の運営費の補助の防犯カメラのほうなのですけれども、当初のほうからはそこまでのことは考えていなかったのですが、いろいろ、いろんな施設に対しての不審者の出入りというのがありまして、今回、国のほうでの補助ということがつきまして、今回は入り口のほうで子どもの出入りに対して不審者というのか、出入りに対してのカメラを設置いたしまして、それを見ていくということだけであります。中のほうの子どもの様子というところまでは、まだ保護者のほうからのご意見もありませんし、園のほうでもまだ考えていないということで、まず当面はこの入り口に関する防犯カメラの補助をこども園のほうで受けたいということで補助申請してきているものでございます。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） それではご質問いただきましたふるさと納税関連の現状のまず報告をさせていただきたいというふうに思います。昨年の実績は件数で約 1,200 件、金額で 3,100 万というところでありましたけれども、今年度 4,000 万という当初予算でスタートさせていただきましたけれども、先ほど予算の説明の中で伊藤課長のほうから速報でご報告させていただきましたとおり先週末で 7,100 万円あまりということになってきています。主な要因としましては、本当に年末に近づきましてふるさと納税の寄附控除が幾らまで受けられるという、そこを見ながらの結構駆け込み需要が年末に予想以上に増えたかなというふうな感触を持っております。当初、その補正予算を組ませていただいたときは、ここまで急増するとは思っていなかったのですが、そのあたりが急激に増えたかなというふうに思っています。これがお歳暮、お中元需要かというところはちょっと内容的に不明なところもありますけれども、やはり昨年度と同じく金額の主な柱としましては山上木工さんの椅子、テーブル、こういった高額なものが中心になってきています。件数で速報ベースですけれども 2,059 件、金額で 7,162 万 5,000 円ということになっていまして、細かい内容はちょっと先週末ベースということになってしまいますけれども、件数で多いものとしましては、や

はり昨年と同じように農協さんの特別栽培のタマネギ、こちらが23%、馬鈴しょが12%、あと今年から新たに取り組みました柳瀬産商さんの、これはお歳暮セットという形ですけども、こちらが16%というような件数では多くなっておりますけども、金額に引き直しますと、さまざまなテーブルから椅子からコースを山上さんは設定をされていますけども、合計で先週ベースで4,400万円あまりということで、約金額で見ますと3分の2が山上木工さんで占めているというような状況になっています。一方、件数で見ますと全体の14%ということで1件、1件の金額が大きいというのが主な要因になっているかなというふうに考えております。

先ほどご質問の中にもありましたとおり、より高額を集めている、このあたりで言いますと上士幌町、根室市、こういった所は肉とか海産物ということでおっしゃっていただいたとおり柱になる産品があるというような状況かと思えます。さらに、いろいろ視察も上士幌のほうに視察にも行かせていただいたのですが、もともと供給する体制が整っているというのでしょうか、通信販売を事前から取り行っていたり、あとは生産する体制がしっかりと整っているということで高額の需要に耐え得るだけの体制が以前から整っていたと、それにふるさと納税が乗っかってきたと、そんなようなお話を伺ったところです。

今現在津別に関しましては、ふるさと納税を通じていろいろな需要が結構増えてきているところですが、これに対して供給体制がまだ整っていないところもありますので、そういったところ両輪を整えながら供給体制、販売体制、あと申し込みの体制というのでしょうか、こういったものを両方整えながら拡大するようなことで進めていければいいかなというふうに現時点で考えておまして、また3月の議会の中で補正をさせていただくというような見込みで進めさせていただければというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今一時預かりに預ける子どもが増えてきたと。今ほとんど自宅にいる子がいないぐらい低年齢も含めてこども園に通っているのかなというふうに思って、前は一時預かりがなかなか先生の都合で、人員の都合で預かれない時期もあったというような話も聞いたことがあるのですが、こういうふうに補正で対応し

て利用者の希望に沿った形でやっていければなというふうに思っています。防犯カメラについては、結構入り口、子どもの出入りだけではそうなのですが、目的が違うのでどうかなというふうなこともあるのですが、朝8時前から早い子はこども園に行って、その子が7時までいるのかどうかはわかりませんが、やはり監視するというようなことでなくて、親にそういうサービスというのか、子どもは行ってどんなことをしているのだろう、なかなか参観日等もありますけども見れないというのでは、私は見てみて、こういうのもあっていいなと、お互いにカメラですから緊張感というか、こんなのあって映されたら困るという思いもあるのかもしれないのですが、一方では親が安心をするというような点では入れていってもいいのかなというふうに思っていますので、これは希望がないのにどうということではありませんけども、そんなふうにしていって、とにかく子どもが元気で、そして親から見ると安心して長い時間そこにいるというようにわかるような方法というのはいんじゃないかなというふうに思っているので、余計なことかなとも思いますが、お話のときに情報みたいなを提供していただければなと思っています。

今ふるさと納税のことで集めることが目的なのか、いろいろ見ているとよくわからないのですが、何億円も集めている所とか、それからふるさと納税をしている人の様子等もテレビで放映されていたときもあって、何だろうって。ただの通信販売みたいなものじゃないかなと思ったこともあったのですが、上士幌、さっきお話がありました、そこで受け入れたお金を子育て支援に使うんだというのがあって、保育料をただにするというようにもなったみたいなので、これからどんどん金額が増えていけば、きちっと目的なんかも訴えると小さな町のそういう子どもを応援したいとか、何々を応援したいという具体的なことも合わせて、最初の段階で明記するというようなことも考えていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） お話しいただきました件につきましては、多分日中、親御さんが行って様子を見ることは可能だとは思いますが、やはり一体的になっている建物ですので、親が行くことで子どもが親についてしまうということもあるので、やはりそういう篠原さんのお考えもよろしいのかなというところもあ

りますので、評議員会、理事会のほうにも役場のほうからも参加しておりますので、そういう情報提供はしていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ふるさと納税の2回目のご質問への回答になりますが、まさに言っていたように件数が増えてきて金額が増えてきますと、通信販売とふるさと納税の狭間で事務的には非常に苦しむ場面も出てきています。特に、山上木工さんなんかですと製作に時間がかかるということがありますので、なかなか来ない、まだ来ないのか、そんなような問い合わせもあってちょっと心苦しいんだというようなお話もされていまして、そのあたりふるさとチョイスのホームページ上でも納期にこのぐらいかかりますというようなことを明記したり、トラブルのないように努めているところでもありますけども、全国的にもやはりふるさと納税が広まることで通信販売との境目といいますか、趣旨の部分が非常に問われてくるのかなというふうに考えております。

現在、津別の中では観光振興と未来子育て、福祉・医療、自然環境保全、あとその他まちづくりという5つの目的で寄附を集めてきているところですが、上士幌町さんに視察に行かせていただいたときも、一定の寄附が増えてきたからできたこともあるというようなお話も受けましたけども、ある程度目的を明示したほうが逆に寄附目的であったり、寄附を促すような動きにもなるというようなお話もいただきましたので、具体的な使い道については私のほうが判断する権限がありませんので申し上げられませんが、このような金額で、このような目的で寄附をお願いしたいというような、寄附に少しでも目的を持って行動していただけるような、議員が言っていたようなそんな仕組みを今後、来年に向けてちょっと進めていければなと考えるところですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今いろいろ観光だとか自然だとか未来の子どもに、なんか幅が広すぎて、全部網羅しているのかなということなのですが、何かやっぱり1点にというか、ここの自然なら自然とかというふうに、ぼやけないというか、広くしないでやってみるというのも方法かなと思いますので、検討していただければと思いま

す。終わります。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） ご指摘もいただきましたので、テクニク的に上士幌さんからもアドバイスをいただいたりもしているのですが、その順番の載せ方でも全然違いますよと、あと文字の大きさとか、そんなようなあまりいいことではないかもしれませんが、思いを伝えたり、あと事業名だけじゃなくて具体的なその中の事業を載せるだけでも、例えば何々施設、何々に使いたい、こんなようなことだけでも随分違うというようなお話もいただいていたので、そこらも含めてちょっと検討させていただいて進めていきたいというふうに考えています。

よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 89 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 89 号 平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に一般被保険者療養給付費、高額療養給付費並びに国保基金積立金の追加であり、歳入では、国庫支出金、道支出金の追加、保険基盤安定繰入金の追加、さらに繰入金として一般会計繰入金の追加を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に 9,469 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 9,929 万 6,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので 7 ページ、8 ページをご覧いただきたいと思えます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費の総務一般事務経費 6 万 5,000 円の追加は、国保制度事務説明会等に伴う旅費分でございます。次の項 3 運営協議会費の追加 3 万円は、国保運営協議会開催増に伴う報酬及び費用弁償の追加でございます。

款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費は、今年度当初から大幅な伸びが続いており、また今後インフルエンザ等による医療費の増加も懸念される時期になってございます。これらの支出実績と見込み精査によりまして 8,357 万円の追加をお願いするものでございます。目 3 一般被保険者療養費は、財源内訳のみの補正でございます。次に、項 2 高額療養費、9 ページ、10 ページになりますが一般被保険者高額療養費で 1,538 万 4,000 円の追加であります。これにつきましても一般被保険者療養給付費と同様、今年度の大幅増が続いている状況にありますので、特に、心臓や脳疾患、がんなど先進高度医療を伴う疾病による増加が見受けられるところでございます。次の目 3 一般被保険者高額介護合算療養費は、財源内訳のみの補正でございます。

次に、款 3 後期高齢者支援金、目 1 の後期高齢者支援金は、額の確定により 288 万 3,000 円の減、目 2 の事務費拠出金は 3,000 円の減額となります。

款 4 前期高齢者納付金は、目 1 前期高齢者納付金で 11 ページ、12 ページになりますが 1 万 2,000 円の減額、目 2 の事務費拠出金で 2,000 円の減額となります。

款 6 介護納付金は額の確定により 262 万 6,000 円の減額。

款 8 保健事業費は、委託料で事業精査により 1 万 9,000 円の減額でございます。

款 9 基金積立金は 13 ページ、14 ページになります。前年度決算に伴う国保基金積立金として 119 万 5,000 円の追加となります。

続いて、歳入をご説明申し上げます。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 国民健康保険税は一般被保険者分の医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金それぞれ現年度分合わせまして 618 万円の追加となります。

款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金については 2,643 万 2,000 円の追加、項 2 国庫補助金の目 1 財政調整交付金では 1 万 9,000 円の減となります。

款 5 道支出金、項 2 道補助金については、財政調整交付金として 919 万 2,000 円の追加となります。

款 7 財産収入、目 1 利子及配当金で 2,000 円の減額となります。

款 8 繰入金の目 1 一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金で軽減分保険者支援事業分の増額で 162 万 4,000 円の追加、その他一般会計繰入金として事務費増による 9 万 5,000 円の追加。5 ページ、6 ページになりますけども、その他一般会計繰入金施策分で 5,000 万円の追加であります。これにつきましては、歳出にありました保険給付費の一般被保険者療養給付費と高額療養費におきまして、毎月高額な給付増が続いている状況にありますことから、先般、国保運営協議会を開催いただきまして現状報告をさせていただき、今後の療養給付費の推移並びに財源についてご協議申し上げ、ご理解をいただく中で、今回の一般会計からの繰り入れにより財源を確保しようとするものでございます。これにつきましては、先ほど一般会計の補正予算の中で繰出金についてご承認を賜ったところでもございます。

次に、款 9 の繰越金は前年度繰越金として 119 万 7,000 円を追加するものであります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理させていただいたものでございます。

以上、説明申し上げますので原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 89 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 90 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 10、議案第 90 号 平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(川口昌志君) ただいま上程となりました議案第 90 号 平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明申し上げます。

補正の主な理由につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の減額、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の額の確定による減額、前年度繰越金確定による増額でございます。第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額から 182 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,557 万 8,000 円とするものでございます。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げます。5 ページ、6 ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 8 万 7,000 円の増額で、総務一般事務経費で事務精査として消耗品 4,000 円、委託料で特定健診受診者増により 8 万 3,000 円を追加するものでございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合事務費負担金の額の確定と保険料等負担金では、保険料見込み額精査と保険基盤安定負担金の額の確定による精査として 141 万 2,000 円の減額でございます。

続きまして歳入となります。3 ページ、4 ページをお開きください。

款 1 後期高齢者医療保険料におきまして、当初賦課額の確定により特別徴収で 72 万 2,000 円の減、普通徴収で 30 万 4,000 円の増、差し引き 41 万 8,000 円の減額となります。

款 2 繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金で 55 万 4,000 円の減額、低所得者対策である保険基盤安定繰入金の額の確定により 106 万 9,000 円の減額となります。

款 3 繰越金につきましては、前年度繰越金の確定で 13 万 9,000 円の追加となります。

款 4 諸収入は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の見込み精査として 8 万円の追加となります。

それでは第 1 条第 2 項に戻っていただきまして、第 1 表においてそれぞれ補正額を款項ごとに整理させていただきました。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 90 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 11、議案第 91 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(小野淳子さん) それでは、ただいま上程となりました議案第 91 号 平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしまして、歳出では、介護保険システム改修に伴う補正と事業精査に伴う保険給付費と地域支援事業費の補正、そして前年度繰越金の基金積立による追加でありまして、歳入では保険料の増額と国庫支出金等の調整、前年度繰越金の追加、基金繰入金の減額等による補正予算を編成したものでございます。

条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 220 万 9,000 円を減額し、予算総額を 5 億 6,578 万 4,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、目 1 一般管理費の総務一般事務費では、介護保険システム改修分の補正で 75 万 6,000 円を増額するものです。

次に、事業精査によりまして款 2 保険給付費、目 1 居宅介護サービス給付費では 1,230 万円の増額となります。次に、目 3 福祉用具購入給付経費では 50 万円の増額、目 4 居宅介護住宅改修給付費では 50 万の増額です。9 ページ、10 ページになります。目 6 地域密着型介護サービス給付費では 1,330 万円の減額補正、次に項 2 介護予防サービス等諸費の目 1 介護予防サービス給付費では 100 万円の減額、項 4 高額介護サー

ビス等費、目1高額介護サービス費では100万円の増額補正となります。

次に、款3地域支援事業費では項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1サービス事業費では166万円の増額補正です。11ページのほうになっております。すみません。項3包括的支援・任意事業費、目4地域包括支援センター運営費では3万2,000円の増額、目5任意事業費では12万4,000円の減額補正、目6生活支援体制整備事業費では事業精査によるものですが、生活支援コーディネーターの経費を予算計上しておりましたが、今年配置ができなかったということで517万7,000円の減額補正となります。項4その他諸費、目1審査支払手数料では事業経費分の手数料、予算を計上しておりませんでしたので今回5万5,000円の増額補正となっております。

13ページ、14ページですが、款4基金積立金、目1基金積立金では、前年度繰り越し分と基金利息の積み立てということで58万9,000円の増額補正となります。

続いて、歳入にお戻りいただきまして3ページ、4ページをお開きください。

款1保険料で特別徴収、普通徴収、滞納繰越合わせまして116万4,000円の増額です。

次に、款2国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金では41万4,000円の増額、目3地域支援事業交付金、総合事業以外、これは包括的任意事業のほうの予算になりますけれども、これで205万5,000円の減額補正。目4介護保険事業補助金では、介護保険システム改修分の補助金の補助額といたしまして37万8,000円の増額補正となります。

次に、款3支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2の地域支援事業交付金では46万5,000円の増額。

款4道支出金、項2道補助金の目1地域支援事業交付金では、20万8,000円の増額補正、目2地域支援事業交付金、これは総合事業以外、包括的任意事業のほうの予算になりますが102万7,000円の減額補正。

款5財産収入、目1利子及配当金では、利息の減額ということで1万9,000円の減額補正になります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金の目2地域支援事業繰入金では26万3,000円の増額補正。5ページ、6ページになりますが、目3地域支援事業繰入金、総合事業以外

といたしまして 102 万 7,000 円の減額補正、目 4 その他一般会計繰入金につきましては、介護保険システム改修の町負担分で 37 万 8,000 円の増額補正、目 5 低所得者保険料軽減負担金といたしまして 2 万 8,000 円の増額補正、項 2 の基金繰入金、目 1 基金繰入金では、保険料の増額によりまして保険料不足分として取り崩しを予定しておりました分の減額となりまして、198 万 7,000 円の減額補正でございます。

款 7 繰越金につきましては、前年度繰越金の増額補正となります。

それでは条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表につきましては、今ご説明いたしました補正額を款項ごとに整理させていただいております。

原案にご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） ちょっと 1 点だけお願いします。

10 ページ、歳出、19 節の負担金補助及交付金の関係で、地域密着型介護サービス給付費の減額が出ていますけど、大きな金額が、これ今の実績の中でこれだけ大きな減額になったということは、繰り替えではないと思うのですが、どのような実情でこういうふうになったのか、それだけちょっと教えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） 小規模多機能のほうの事業所、本岐も増えてまして登録者数、登録できる方たちは増えてはきたのですが、実際に職員の確保が難しいということで、登録定員の人数を抑えていたりとかしまして、利用がやはり職員もいないと預かれないということで、受け入れる人数が減りまして、それでやはり実績がその分の登録者分の人数が利用していくということで積算していたのですが、そういう見込みとはならなかったことで総体で今回の大幅な減額となっております。

○2 番（白馬康進君） よくわかりました。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第92号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第92号 平成28年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第92号 平成28年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳入歳出とも事業完了に伴う精査が主なものでございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ167万3,000円を減額し、予算総額を4億9,606万8,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金において業務補助として臨時職員17万5,000円の追加。

款2特環下水道費は財源内訳の補正です。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費、節13委託料については浄化槽蓋製作業務完了精査で27万円の減、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費、節15工事請負費については浄化槽改築工事の完了精査で5万4,000円の減。

款4集落排水費については、財源のみの補正です。

7ページの款5公債費につきましては、利息確定に伴う精査で、目1元金が9,000円の追加、目2利子が153万3,000円の減額となります。

3ページの歳入にお戻り願います。款4繰入金は、一般会計繰入金が歳入歳出の精査により372万6,000円の減額。

款5繰越金は、決算認定による確定額により205万3,000円の増額となります。

最初の条文に戻っていただき第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 93 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 93 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 93 号 平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳入歳出とも事業完了に伴う精査が主なものでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 64 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 8,149 万円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 11 需用費において修繕料は、漏水等修繕費用の増加で 50 万円の追加、電気料は修繕に流用した分として 29 万円の追加、節 16 原材料費は、量水器の精査で 12 万 5,000 円の減額となります。

款 2 公債費については、利息の確定精査により目 1 元金が 7,000 円の追加、目 2 利子が 2 万 3,000 円の減額となります。

3 ページの歳入につきましては、款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金が歳入歳出の精査により 24 万 9,000 円の増額となり、款 4 繰越金は、決算認定により額が確定いたしましたので 40 万円の増額となります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 93 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、意見書案第 12 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第 12 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、読んで説明としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員の立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会委員の年金制度を時代にふさわしいものとするのが、議員

を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 13 号 大雨災害に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第 13 号 大雨災害に関する意見書について、提案者として読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

北海道では本年 8 月、台風 7 号、11 号、9 号が相次いで上陸し、さらに台風 10 号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところであります。

また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きいものがあり、このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じています。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の8項目について特段の配慮を強く要望しようとするものであります。

提出先につきましては、衆・参両議員議長、内閣総理大臣をはじめ各関係大臣でございます。

趣旨にご賛同いただきまして提出させていただきますよう、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ提案理由に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、意見書案第14号 JR北海道への経営支援を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第14号 JR北海道への経営支援を求める意見書について議長のお許しをいただきましたので説明をいたします。

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持することが困難であると発表いたしました。

この路線のいずれかが廃止になれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や

住民のくらしを破壊することになると思います。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるを得ません。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要となります。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるように財政支援等を図るように強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は衆議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

以上、ご説明申し上げましたので趣旨に賛同いただけますようお願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、報告第11号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 12 号 平成 28 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 28 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 13 号 例月出納検査の報告について（平成 28 年度 8 月分、9 月分、10 月分）を議題とします。

監査委員から、平成 28 年度（8 月分、9 月分、10 月分）の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付された事件はすべて終了しました。

これで平成 28 年第 7 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 19 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員